

2024年立憲民主党自治体議員ネットワーク 総会議案書

- 1 開会挨拶(松井副代表)
- 2 議長選出
- 3 会議録署名議員選出
- 4 代表挨拶(遊佐代表)
- 5 渡辺創 組織委員会副委員長、災害・緊急事態局事務局長 挨拶
- 6 議案審議
 - 自治体議員ネットワークについて <2P>
 - 第1号議案 2023年活動報告(案) <6P>
 - 第2号議案 自治体議員ネットワーク規約(案) <10P>
 - 第3号議案 2024自治体議員ネットワーク役員(案) <14P>
 - 第4号議案 2024年活動計画(案) <15P>
- 7 その他
- 8 閉会挨拶

自治体議員ネットワークについて

(1)組織の目的

自治体議員ネットワークは、立憲民主党規約第 36 条 1. にもとづき結成された党所属の地方自治体議員による議員団です。党規約第 36 条 3. において、幹事長に党運営、政務調査会長に政策について、それぞれ提言することができる規定され、幹事長と政調会長は、その意見を真摯に受け止め参考にしなければならないと規定されています(党規約第 18 条 6. 党規約第 20 条 6.)。

また、党規約第 11 条 11 により常任幹事会へ出席し、意見をすることができます。

そのために、日頃の地域における議会活動や自治体議員としての取り組みや地域の住民・団体と繋がりを、自治体議員同士が連携、情報共有をおこない、ネットワーク型政策を作り上げ、国政への提言や、地域課題の解決をめざし、草の根からの声に基づくボトムアップの政治を実践していきます。

(2)構成員

自治体議員ネットワークの構成員は、党籍を有する立憲民主党自治体議員です。研修会などの開催にあたって、無所属議員、予定候補者、インターンなどの参加も可とするかは、その都度、役員会で協議します。

(3)現状の自治体議員数(2024年1月9日現在)

(北海道)	180
(東北)	青森 24・岩手 25・宮城 31・秋田 16・山形 14・福島 50
(北関東)	茨城 16・栃木 19・群馬 19・埼玉 54
(南関東)	千葉 66・神奈川 88・山梨 12
(東京)	156
(北信越)	新潟 15・富山 11・石川 5・福井 7・長野 19
(東海)	岐阜 7・静岡 10・愛知 41・三重 13
(近畿)	滋賀 16・京都 18・大阪 23・兵庫 29・奈良 7・和歌山 3
(中国)	鳥取 19・島根 17・岡山 9・広島 15・山口 6
(四国)	徳島 6・香川 21・愛媛 7・高知 7
(九州)	福岡 45・佐賀 21・長崎 7・熊本 7・大分 20・宮崎 16・鹿児島 7・沖縄 15

地方自治体議員総数 1239 名 (女性議員 341 名 27.52%)

(4)自治体議員ネットワークの運営・役員体制

①世話人

各都道府県連の自治体議員の中から「世話人」1人を選出します。世話人会は必要に応じて開催します。

※但し、発足時には、旧党自治体議員グループの役員を呼びかけ人とし、その呼びかけ人によって役員を構成し、任期は1年間を基本としました。

②運営委員会

各都道府県連の「世話人」で構成され、11ある衆院比例ブロックごとに「ブロック会議」を設置し各ブロック世話人から「運営委員」2名を選出します。運営委員会は、年4回を目安として議会の開催月ではない時期に開催し、総会に次ぐ意思決定機関とします。

※北海道・東京については、道、都が比例ブロックとなることから世話人＝運営委員として2名を選出します。

③役員

運営委員2名のうち、1名を役員とします。このことにより、衆院比例ブロックから1名が役員となり、以下の役職に就きます。役員が都合により欠けた場合は、「運営委員」が役員となることができます。運営委員以外から顧問を置くこともできます。顧問は、役員会の選任により総会へ提案し、承認を得て、役員会への助言などを行い、役員会には必要に応じて出席します。

- 顧問:若干名
- 代表:1名
- 副代表:若干名
- 幹事長:1名
- 幹事:上記以外の役員

※幹事長代理を設けることもできます。

④役員会

世話人会、運営委員会の開催、各種事業の企画・執行、党との調整などを行うことを基本とします。

⑤総会

自治体議員ネットワークの最高議決機関です。年に一度、冬季に年次総会を開き、年間活動方針、役員人事などを決めます。必要に応じて臨時総会を開会することができます。

⑥任期

- 役員:2年を基本とします。再任は妨げません。退任した場合の後継者についてはブロック運営委員を基本として役員会で選び、運営委員会へ報告するものとします。任期は前任者のものとします。
- 世話人、運営委員の任期は、1年を基本とします。再任を妨げません。

⑦役員会の開催

- 適時開催します。
- 女性議員ネットワークと双方向の連携、党常任幹事会の情報共有のため、女性議員ネットワーク役員の陪席を必要に応じて要請します。

[3] 2023 年役員

代表:	遊佐美由紀	(宮城県議会議員)
副代表:	梶谷大志	(北海道議会議員)
	松井正一	(栃木県議会議員)
	江口善紀	(佐賀県議会議員)
幹事長:	川名ゆうじ	(東京都武蔵野市議会議員)
幹事:	山田七穂	(山梨県議会議員)
	大淵 健	(新潟県議会議員)
	河合洋介	(愛知県議会議員)
	山本篤志	(京都府議会議員)
	羽場頼三郎	(岡山市議会議員)
	富野和憲	(香川県高松市議会議員)

第1号議案 2023年活動報告

----- (2023年議案書より再掲) -----

1. 基本理念と基本計画

地域からもっと良い未来へ

(1) 基本理念

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、ロシアのウクライナ侵攻、物価高という困難な社会状況を迎えています。今後、予測される国政選挙では、防衛三文書が閣議決定されたことなどにより国政が大きく変わる可能性があります。この状況下で統一自治体議員選挙を迎え、自治体議会や地方自治が新たな局面を迎えることも考えられます。

だからこそ、私たち立憲民主党自治体議員ネットワークは、常にボトムアップの政策づくり、草の根民主主義を実践し、党員、協力党員、パートナーズ、国会議員、党職員、各種団体、住民などと連携し、「地域からもっと良い未来へ」進めていきます。

そのために2023年は、2022年の活動を引き継ぎ、全国共通政策を基に統一自治体選挙を勝ち抜き、多くの仲間を増やすとともに、各地域における実践、政策づくりなどを自治体議員同士で調査、研究、議論、意見交換、情報共有などの活動を積極的に展開します。

(2) 基本計画

[1] 組織体制、運営の再確認と改善(昨年の持ち越し)

- これまでの運営方法を検証します。
- 運営方法は、明文化していきます(世話人、運営委員、役員の選出方法など)。

[2] 政策研修会の充実、活動の活性化

- ① これまでの研修項目に加え、新人議員対象の研修を行います。
 - ② 夏に全国研修会を開催します。
 - ③ テーマごとの研修を行います。
(介護、福祉、子育て、デジタル化など提案を募集し、実施します)
 - ④ 議会改革研修会を開催します。住民の信頼を得て、より地域からの政策づくり、実現を進めるために議会改革の研修会、調査などを行います。
 - ⑤ 都道府県連単位、ブロック単位の研修、視察などの支援を行います。
 - ⑥ その他、自治体議員ネットワークの活性化へ向けて、適時、活動を拡充します。
- ※2023年1月、2月に統一自治体議員選挙前に、直前研修会を開催予定(再掲)。

[3] 国政との連携を強化、深化

- 地域の課題を最も知る自治体議員から、国政で解決すべき課題を提案し、共有し、対応策を、ともに調査検討し、国政や自治体政策へ結びつけ、解決をめざします。
- 国会審議の論点を共有し、現場の実践例、課題を国会議員、党政調と共有します。
- 課題解決への全国調査
コロナ対応など、国会、自治体議会で活用する基礎データ調査を必要に応じて行います。

(3) スケジュール案

5月、世話人会 夏の研修会の企画、地域情報共有など

7月 全国研修会(リアル、オンライン)

※立候補地があれば東京以外での開催も検討します。

10月 世話人会 次年活動方針、次期役員の検討、地域情報共有など

※現在の役員任期は、今年まで

1月 総会、新規役員選出、活動計画議決など

※この間に政策研修会、国政との連携などを適時開催。

(4) 立憲ボトムアップビジョン 2023(共通政策)

統一地方自治体議員選挙へ向けて、党政調と協力し、共通政策集を作成し、県連単位、個人単位でも活用できる政策集とした(2019年にも実施)。

・党 WEB サイトに掲載し、ポスティングを呼び掛けた。発送先のべ 89 件、56750 枚

・党大会で配布

・3月25・26日 日本若者協議会主催民主主義ユースフェスティバルにて配布 250 枚

※県連独自活用、議員個人でも配布が行われた。

立憲民主党 立憲ボトムアップビジョン 2023

活動原則

地域からまっとうな政治の実現へ全力を尽くします。

私たちは、一人一人が立憲民主党の理念を体現する実践者であり続けます。私たちは、常に現実を直視し課題と向き合う地域政治の変革者であり続けます。私たちは、新しい政治を築くために立ち上がる市民の伴走者であり続けます。

草の根

「草の根民主主義」を標榜する我が党は、党員、協力党員、立憲パートナーをはじめとする市民と連携し、現場の切実な声に根差した政治の実現をめざしています。私たち地方議員は、生活者としての立場を原点として、暮らしの中から課題意識を持ち、政治参加しようとする市民に最も近い存在です。常に、声を上げづらい環境に目を配り、小さな声に耳を傾けながら、公正公平な社会を実現するために、多様な声を代弁する「ボトムアップの政治」の実践者であり続けます。

立憲主義


私たちは、「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」の三大原則を掲げる日本国憲法の重要性を知っています。日本国憲法の価値を深化させ、立憲主義に則り、情報公開と協議の徹底を通じて日本の民主主義を新しいステージへ進め、オープンで活力のある地方議会へ改革を進めます。

多様性

子ども、若者、女性、障がいのある人、LGBTQ+…。政治がこれまで一方に目を向けていなかったことのゆがみを、私たちは暮らしに根差した地域の中で感じています。みんなの生きづらさを少しずつでも解消し、多様性を認め合い、それぞれが尊重される寛容で、助け合うことができる優しい社会へ、私たちは地域からの政策づくりで実現をめざします。

生活の安心

新型コロナウイルス感染症拡大下のでの医療崩壊や、度重なる豪雨災害等への対応の不備など、行き過ぎた「小さな政府」「身を切る改革」により生活への影響が出ています。安易な人員・経費の削減による住民サービスの切り捨てではなく、地域の雇用を守り、つくり、教育、保育、医療、介護など命と暮らしを守るベーシック・サービスを地域から拡充することで、身体的、精神的に健康であり続ける社会をつくります。



ロシアによるウクライナ侵襲。止まらない物価高、気候変動も危機的な状況へと向かっています。新型コロナウイルス感染症の収束も見えていません。先が見えない今だからこそ、私たち立憲民主党の地方議員と政策委員は、地域の声を大切に、地域から社会課題の解決をめざし、あなたと一緒に良い未来を築くことを宣言します。

めざす社会の姿

困った時はお互いさま・多様性を認めあう社会
私たちは、ひとつの色に染め上げ、強いものがより強くなる社会から、これまで政治が目をつけていなかった子ども、若者、女性、障がいのある人、LGBTQ+の人たちなどへの政策を拡充し、互いの多様性を認め合い、話し合い、困った時はお互いさまと言える社会を地域からめざします。

格差をなくす・誰もが居場所と出番のある社会
格差が広がると経済は成長しないことはOECDやIMFの調査でも明らかです。地域から格差を是正することで、誰もがいつまでも安心して暮らせ、ひとりひとりが持ち味を発揮でき、居場所と出番のある社会を地域からめざします。

物価対策・安心して暮らせる社会
高騰する物価対策として農林水産業や中小企業など地域の事業者への支援を拡充し、食の安全と雇用を守り、安心して暮らせる社会を地域からめざします。海外事情による値上げを防ぎ、地域雇用を生み、災害時にも役立つ再生可能エネルギーを地域で生み出し、カーボンニュートラルによる脱炭素社会と再生エネルギーを柱とした原燃のない社会をめざします。

号外
立憲民主
RIKKEN MINSHU

2023年3月1日

立憲民主党公式サイト
政策などはこちらへ

RIKKEN MINSHU
9300-0094
東京都千代田区本町1-14-1
立憲電 03-5777-2679
Tel.03-3995-9988
Fax.03-3995-9988

立憲ポトムアップビジョン 2023 WEBから政策をご覧ください

子ども・若者

変える。安心の子育て、夢の実現を応援する地域へ

- (1) 妊前助、妊娠、出産、産後、育児と切れ目のない支援を拡充します。
- (2) 隔れ種児童をなくし、保育の質を向上します。
- (3) 給食費の無償化、教育費の軽減等、安心して学べる教育環境に取り組みます。
- (4) 子どもの最善の利益、育児休業等、子どもの権利を守ります。
- (5) 多様な学びの場を拡充し、誰もが利用しやすい学びができる社会にします。
- (6) 奨学金支援や相談支援等、若者支援を拡充します。
- (7) 郵政のあり方等、教職員の長時間労働・職場環境を教職員、関係者と一帯に改善します。

農林水産・環境

変える。食と環境を守る地域へ

- (26) 環境負荷低減に向けた有機農業を推進します。
- (27) 戸別所得補償制度の導入等、農家の収入安定対策を強化します。
- (28) 主要作物等の種を守りため、種了条例を制定します。
- (29) 地産地消を推進し、学校給食、観光と連携します。
- (30) 次代の農業担い手を確保します。
- (31) 消費者にやさしい「食の安全保障」を推進します。
- (32) 計画的な林業人材の育成確保を推進します。
- (33) 国産材の積極的活用と林業の社会的価値を高めます。
- (34) 沿岸環境の確保と水産資源を保護します。
- (35) 鳥獣被害、赤潮等、農林水産被害を防ぐ取り組みを進めます。
- (36) 環境配慮型公共施設を推進します。

福祉・医療・介護

変える。健康で笑顔あふれる地域へ

- (8) 生活困難・障がい・介護・子育て等、分野を越えて連携し、伴走支援を進めます。
- (9) 人権が保障される福祉関連施設への質向上をします。
- (10) 住まいの支援を拡充し、住み慣れた地域で暮らせるようにします。
- (11) エッセンシャルワーカーの待遇改善と人材確保を進めます。
- (12) ケアラー支援等、家族だけがでなく社会全体で支える仕組みをつくりします。
- (13) 介護や生活で困っている人への支援を拡大します。
- (14) お出かけ・買い物支援を拡充します。
- (15) 障がい者の働きやすい環境づくりと賃金の引き上げを進めます。
- (16) インクルーシブ保育・教育を推進します。
- (17) フードバンク・子ども食堂等への支援を拡充します。
- (18) 安心できる年金・健康保険にしていきます。

地域経済・労働

変える。もっと元気な地域へ

- (37) 公的支援を拡充します。
- (38) 地域資源の活用を支援します。
- (39) 人材育成を支援します。
- (40) 販路の開拓を支援します。
- (41) 中小企業を守るために指導態勢を強化します。
- (42) ブラック企業をなくす等、働きやすい環境をつくりします。
- (43) 物価に負けない値上げをめざします。
- (44) 障がい者の賃金をアップし、雇用機会を拡充します。
- (45) 交通弱者の移動手段を守ります。
- (46) インボイス制度の廃止を求めます。

ジェンダー平等

変える。みんなが輝く地域へ

- (19) 女性議員を増やし、あらゆる政策にジェンダー平等の視点を入れます。
- (20) パートナリシップ・ファミリーシップ制度の導入を進めます。
- (21) 性暴力被害者支援センターの設置及び支援を強化します。
- (22) あらゆるハラスメントの根絶をめざします。
- (23) 困難な問題を抱える女性の支援体制を拡充します。
- (24) ジェンダー平等の視点を入れた防災対策を進めます。
- (25) 選択的夫婦別姓制度の導入を地域からめざします。

議会改革・地方自治

変える。地域のことは自ら決める地域へ

- (47) 議会基本条例制定、住民と意見交換等、議会改革を進めます。
- (48) 国と対等な地方自治を確立します。
- (49) 旧統一教会関連等、歪んだ政治を正し、被害者を救済します。

QR

より詳しい政策は、地域の政策集をご覧ください。それぞれの地域の政策と連携しながら実現をしていきます。

データで見る地方議会 2023

多額の削減を要する国の削減率 9.8% (4月1日現在)
 1. 総務費 / 総務費削減率 10.2% (2022年12月31日現在)
 2. 地方債 / 地方債の6割は国債 / 削減率 4.8% (削減率)
 削減率は削減率です。

子どもの権利条例

4%

子どもの権利条例を制定している自治体数は62。(2022年10月現在 / 子どもの権利条例例委員会所管)

パートナーシップ制度

14%

パートナーシップ制度(条例や届出など)を取っている自治体数は247。(2022年12月22日現在 / 公益社団法人 Marriage For All Japan 調べ)

議会基本条例

54%

議会基本条例を制定している議会は96.5。(2022年12月25日現在 / 自治体議会改革フォーラム調べ)

女性議員比率

13%

地方議会の女性議員数 4,829人。男性議員は32,021人。(2021年12月31日現在 / 総務省「地方公共団体の議会の議員及び所属党派別人員調べ」より)

2. 活動実績(2023年自治体議員ネットワーク 2023年活動内容)

(1) 役員会(8回)

3月18日、4月28日、5月9日、6月2日、6月9日、9月6日、12月25日、2024年1月12日

(2) 世話人会(オンライン・1回)

6月2日

(3) 運営委員会(1回)

10月26日

(4) 研修会

- 2月8日 統一地方選直前研修会①
- 2月13日 統一地方選直前研修会②
- 8月2日、3日 夏季研修会

① 2023年8月2日(水)(1日目)

- 講演・質疑応答 泉健太代表、岡田克也幹事長
- 講演 北川正恭早稲田大学名誉教授 「地方議会改革から政治を変える」
- 意見交換・政調会長からの講評
- 「立憲民主党が重視すべき政策について」「スローガンについて」

➤ 17:45～18:15 グループごとの発表(1グループ2分以内)

② 2023年8月3日(木)(2日目)

・午前 分科会

9:30～10:40 分科会①

- 鏡論 法政大学大学院公共政策研究科兼任講師
 - ◇ 「介護保険事業計画の国の動向を受けて自治体が対応すべき課題について」
- 森田明美 東洋大学名誉教授 「子どもの権利の視点を自治体で活かす」
- ネクスト内閣府担当大臣杉尾秀哉 参議院議員 「マイナンバーに関する問題点と立憲の政策、自治体への影響」

11:00～12:10 分科会②

- 弁護士:藤原のりまさ(愛知10区総支部長) 「自治体議員が望む公選法改正」
- ネクスト農林水産副大臣 徳永エリ 参議院議員 「立憲民主党が目指す農業政策」
- 池照佳代アイズプラス代表取締役 「自分と周りを元気にする「感情マネジメント」のススメ」

・午後 視察(13:30～15:00)

「全国で第二位の観光客数を受け入れる台東区の観光政策」

- ・文化観光センターの施設概要
- ・誘客政策として「ヴィーガン・ハラール等食の多様性への認証助成」について
- ・その他

○10月5日 学習会(重要土地利用規制法)

○10月26日、27日 視察研修

10月26日(木) 研修視察①宇都宮シティプロモーション

10月27日(金) 研修視察②LRT

第2号議案 自治体議員ネットワーク規約(案)

(名称)

第一条 本会は立憲民主党自治体議員ネットワークと称する。

(事務所)

第二条 本会の事務所は、東京都千代田区永田町 1-11-1 立憲民主党本部に置く。

(目的)

第三条 本会は、立憲民主党規約第36条にもとづく党所属の地方自治体議員団として、日頃の地域における議会活動や自治体議員としての取組み、地域の住民・団体と繋がりながら、自治体議員同士が連携、情報共有をおこない、ネットワーク型政策を作り上げ、国政、地域課題を解決していくことで、草の根からの声に基づくボトムアップの政治を実践することを目的とする。

(活動)

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 党幹事長に対して、党運営について提言
- (2) 党政務調査会長に対して、政策について提言
- (3) 研修会の開催、視察、調査
- (4) 政策について調査、研究、意見交換会
- (5) その他、目的を達成するための活動

(構成員)

第五条 立憲民主党の党籍を有する地方自治体議員とする。

(組織)

第六条 本会に下記の組織を置く。

- (1) 世話人会
- (2) 運営委員会
- (3) 役員会
- (4) その他、役員会が認めた組織

(世話人会)

第七条 世話人会は、立憲民主党の都道府県連ごとに選出された1名を世話人として構成

する。ただし、東京都、北海道は、それぞれ2名を選出する。

(運営委員会)

第八条 運営委員会は、世話人の中から衆議院議員選挙の比例ブロックごとに2名の運営委員を選出し、構成する。

(役員会)

第九条 役員会は、比例ブロックから選出された2名の運営委員のうち、1名を役員として構成する。

2 役員会には、次に掲げる役員を置くことができる。

- (1) 顧問：若干名
- (2) 代表：1名
- (3) 副代表：若干名
- (4) 幹事長：1名
- (5) 幹事長代理：若干名
- (6) 幹事：若干名

3 役員会は総会で承認された事項の執行に関する事項及びその他、本会の運営に関することを議決する。

4 代表は、会を代表して会務を総括する。

5 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときの職務を代理する。

6 幹事長は、代表を補佐して党務執行全般を統括する。

(任期)

第十条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員がかけた場合は、同じブロックの運営委員が後継役員となることができる。

3 後継役員任期は、前任者と同じとする。

4 世話人、運営委員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第十一条 本会の最高意思決定機関は総会とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

3 通常総会は、年に一回、冬季に開催する。

4 臨時総会は、必要に応じて開催することができる。

5 総会は、世話人をもって組織する。

(総会の審議事項)

第十二条 総会は次の各号を審議する。

- (1) 事業報告、事業計画
- (2) 規約の変更
- (3) 役員選任と解任
- (4) その他、役員会が必要と認めた事項

(総会の開催)

第十三条 総会は代表が招集する。

2 臨時総会は、次の各号の場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めた場合
- (2) 過半数の役員が必要と認めた場合
- (3) 過半数の世話人から請求があった場合

(議決)

第十四条 総会、並びに臨時総会の議事は、出席した者の過半数をもって決とする。

2 可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事録)

第十五条 総会、並びに臨時総会の議事について、次の各号についての議事録を作成する。

- (1) 日時、場所
- (2) 出席者数
- (3) 審議事項、並びに議決結果
- (4) 議事録署名人の選任に関する事項
- (5) その他

2 立憲民主党の党籍を有する者が代表へ請求した場合、議事録を閲覧させなくてはならない。

(世話人会・運営委員会・役員会の開催)

第十六条 世話人会、運営委員会、並びに役員会は、代表が必要に応じて開催する。

2 過半数の役員が必要と認めた場合、世話人会、運営委員会、並びに役員会を開催することができる。

3 世話人会、運営委員会、並びに役員会については、代理出席を認める。

附則

この規約は、2024年1月15日から施行する。

(運営細則)

1. 女性議員ネットワーク等と双方向の連携、党常任幹事会の情報共有のため、女性議員ネットワーク役員等の陪席を必要に応じて要請する。
2. 研修会は、ブロック単位等でも開催することができる。
3. 研修会などへの無所属議員、予定候補者、インターンなどの参加については、その都度、役員会で協議し決定する。

第3号議案 2024年役員(案)

(1) 役員(案) ※各ブロックより推挙

北海道ブロック	梶谷 大志	(北海道議会議員)
東北ブロック	遊佐 美由紀	(宮城県議会議員)
北関東ブロック	玉造 順一	(茨城県議会議員)
南関東ブロック	望月 聖子	(神奈川県議会議員)
東京ブロック	川名 ゆうじ	(東京都武蔵野市議会議員)
北信越ブロック	野田 哲生	(福井県議会議員)
東海ブロック	河合 洋介	(愛知県議会議員)
近畿ブロック	山本 忠相	(和歌山市議会議員)
中国ブロック	坂野 経三郎	(鳥取県議会議員)
四国ブロック	富野 和憲	(香川県議会議員)
沖縄・九州ブロック	江口 善紀	(佐賀県議会議員)

(2) 役員人事

代表(1名)

副代表(若干名)

幹事長(1名)

幹事(若干名)

(参考) 2024年 世話人一覧

	都道府県	氏名	所属議会名		
北海道	北海道	梶谷 大志	北海道議会	運営委員	役員
	北海道	定森 光	札幌市議会	運営委員	
東北	青森	成田 大介	弘前市議会		
	岩手	佐藤 ケイ子	岩手県議会		
	宮城	遊佐 美由紀	宮城県議会	運営委員	役員
	秋田	船木 純	秋田市議会		
	山形	遠藤 吉久	山形市議会		
	福島	三村 博隆	福島県議会		
北関東	茨城	玉造 順一	茨城県議会	運営委員	役員
	栃木	松井 正一	栃木県議会		
	群馬	林 恒徳	高崎市議会		
	埼玉	木村 勇夫	埼玉県議会	運営委員	
	千葉	浦田 秀夫	船橋市議会	運営委員	

南関東	神奈川	望月 聖子	神奈川県議会	運営委員	役員
	山梨	滝川 美幸	甲斐市議会		
東京	東京	川名 ゆうじ	武蔵野市議会	運営委員	役員
	東京	中村 ひろし	東京都議会	運営委員	
北信越	新潟	大淵 健	新潟県議会		
	富山	井加田 まり	富山県議員		
	石川	一川 政之	石川県議会	運営委員	
	福井	野田 哲生	福井県議会	運営委員	役員
	長野	望月 義寿	長野県議会		
東海	岐阜	松原 和生	岐阜市議会	運営委員	
	静岡	杉山 淳	静岡県議会		
	愛知	河合 洋介	愛知県議会	運営委員	役員
	三重	三谷 哲央	三重県議会		
近畿	滋賀	赤井 康彦	滋賀県議会	運営委員	
	京都	和島 一行	向日市議会		
	大阪	野々上 愛	大阪府議会		
	兵庫	黒田 一美	兵庫県議会		
	奈良	市本 貴志	天理市議会		
	和歌山	山本 忠相	和歌山市議会	運営委員	役員
中国	鳥取	坂野 経三郎	鳥取県議会	運営委員	役員
	島根	岸 道三	島根県議会		
	岡山	秋久 憲司	津山市議会		
	広島	瀧本 実	広島県議会	運営委員	
	山口	平岡 実千男	柳井市議会		
四国	徳島	庄野 昌彦	徳島県議会		
	香川	富野 和憲	香川県議会	運営委員	役員
	愛媛	菅 森実	愛媛県議会	運営委員	
	高知	楠目 慎一郎	高知市議会		
沖縄・九州	福岡	仁戸田 元氣	福岡県議会		
	佐賀	江口 善紀	佐賀県議会	運営委員	役員
	長崎	草野 久幸	五島市議会		
	熊本	西 聖一	熊本県議会	運営委員	
	大分	高橋 肇	大分県議会		
	宮崎	中川 義行	宮崎市議会		
	鹿児島	松尾 晴代	鹿児島市議会		
沖縄	喜友名 智子	沖縄県議会			

第4号議案 2024 活動計画(案)

災害時にも対応できる議会、ネットワークをつくる

[1]2024 年運営方針

2024 年 1 月 1 日に発災した能登半島地震で犠牲になられた皆様の御霊に哀悼の意を表しますと共に、被災された皆様へ心からお見舞いを申し上げます。

近年、自然災害が頻発する中、あらためて大災害時への備え、対応、復興へ自治体議会の果たすべき機能が問われていると言えます。

2024 年は大震災への対応を含めて、これまで以上に立憲民主党所属議員によるネットワークを強化し、ボトムアップ型の政治の実現へ取り組む年と位置づけます。

同時に自民党政治と「裏金」の問題が社会的にも批判となっています。政治を正し、地域から政権交代をめざすために地方自治体議会、立憲民主党所属地方自治体議員の活動強化のために、以下の方針を示します。

(1)自治体議員だからこそその「ネットワーク」をつくる

- ①それぞれの経験や知見をもとに自治体議員がヨコに連携し、地域課題を自治体議員の連携から解決していく新しい地域ストーリーを創り出していきます。
- ②自治体議員だけではなく、学識、市民団体、企業、起業家、党員、協力党員、パートナーズ、国会議員、党職員なども連携していきます。
- ③党本部つながる本部とも連携します。
- ④ネットワークにより、知見を高め、連携を深めることにより大災害時への備え、対応、復興への政策、実務を調査、研究し、政策としてまとめ実践へとつなげていきます。
- ⑤全国的なネットワークだけでなく、衆院選ブロックごとの連携を深めるために、ブロックの結成、ブロック活動(研修、調査、視察など)を支援します。

(2)ボトムアップ政治を実践する

- ① 全国の自治体議員が参加・議論・研究・調査を行い、党へ提言し、党の政策として位置づけることや国会質問へ役立てるとともに、各地域の実践に反映できる政策づくりを進めます。
- ② テーマは、自治体議員ネットワーク役員、運営委員、世話人、党所属委員の発議によるプロジェクト方式として行います。
- ③ プロジェクトへの参加者は、全国の党所属自治体議員から希望者を募ります。プロジェクトの運営は、全国の自治体議員からの希望者で行い、役員会と連携して進めます。
- ④ 現地視察、宿泊研修なども状況に応じて行います。

(3)議会、議員活動の強化を支援する。

①新人議員へのサポートプログラムの実施

新人自治体議員が多い現状を踏まえて、それぞれが抱える悩みや迷いを話し合い、新人議員のサポートプログラムを検討・実施します。議会質問・会派の取組みへの対応、調査・政策活動の進め方など、今後の議員活動に資するテーマについて、課題を列挙し、その解決策を共有するプロジェクトを進めます。

②自治体議会改革を立憲民主党議員から進める

自治体議会の存在感が問われる一方で、その改革のあり方についての議論が停滞しています。様々な地方議会の現状について率直な意見交換を行い、各地の先進的な事例や有識者等の助言も参考として、立憲自治体議員がめざす自治体議会のあり方、方向性を継続的に検討します。

[2]2024年運営計画

1. オンラインを活用した世話人会を中心に運営します。運営委員会は、必要に応じて開催します。
2. 議論は、世話人が中心となりますが、全自治体議員の傍聴を認めます。
3. 自治体議員ネットワークとして、女性議員ネットワーク、青年局の自治体議員との意見交換など連携を図ります。
4. 自治体議員ネットワークの取組みについて、党HP、党機関紙などで積極的な発信を行います。
5. 横断的な自治体議員間の交流・情報交換の一環として、政令市、町村議員の意見交換などの取組みを検討します。
6. 各種会議ではオンラインを活用します。総会、夏の研修会などは会場を使用しての開催も行います。

[3]2024年事業

1. 全国研修会を2024年7月(予定)に開催します。
2. 総会、及び研修会を2025年1月(予定)に開催します。
3. 世話人会及び都道府県議員、政令市、区議員、一般市議員、市町村町村議員などによる意見交換会を2024年4～5月(予定)に開催します。
4. 世話人会、及び視察研修を2024年10～11月(予定・視察先未定)に開催します。
5. 次期衆議院議員選挙、2025年7月の参院議員選挙政策へ向けて地方自治体議員からの政策まとめ提言します。
6. 大災害時の地方自治体連携、地方自治体議会連携など地方自治体議員ネットワークとして可能な対策を協議します。

EX: 能登半島地震の復旧、復興 支援や今後の南海トラフ、直下型地震等への対応

- ① 災害・防災PTを設置(東日本大震災、新潟、熊本等の被災県の世話人、運営委員がメンバー)。

- ② 災害対策、防災、避難所運営マニュアル、制度等を全国の各自治体と情報共有し、制度化をめざす。
- ③ 党の災害対策へ自治体議員ネットワークとして提言する。
- 7. その他、適時、プロジェクトや議会、議員活動の強化支援プログラム(研修、視察など)を実施します。
- 8. その他、適時、国政課題へ地方自治体議員からの提言を伝えます。
- 9. 適時、地方自治体に影響する国政課題の報告を党へ求めます。

[4]その他

世話人会、運営委員会、役員会で協議のうえ、必要に応じて各種事業を実施します。

以上